

# 令和7年度滋賀県立盲学校高等部入学者選考検査に係る実施要項

「令和7年度滋賀県特別支援学校幼稚部および高等部入学者選考要項」に準拠する。

## 1 募集および選考を実施する科名および学科

普通科  
保健理療科  
専攻科保健理療科  
専攻科理療科

## 2 出願資格および通学区域その他の要件

滋賀県立盲学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「県立学校管理運営等規則」という。）第11条第3項の規定に基づき、次に掲げる出願資格および通学区域その他の要件を満たすときに申し込むことができる。

ただし、通学区域その他の要件を満たさない志願者（以下「特別志願者」という。）は、県立学校管理運営等規則第11条の4の規定に基づく許可（以下「特別出願許可」という。）を受けた者に限って、申し込むことができる。特別出願許可を受けようとする者は、令和7年2月7日（金）までに滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課（大津市京町四丁目1番1号 電話（077-528-4643）（以下「特別支援教育課」という。））へ申請しなければならない。

### (1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する者（「両眼の視力がおおむね0.3未満の者、または視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能または著しく困難な程度の者」）で、次の（ア）、（イ）のいずれかに該当し視覚障害の特別支援学校で学習することが適当であると認められる者。ただし、専攻科保健理療科および専攻科理療科にあっては、特別支援学校高等部もしくは高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）を卒業した者（令和7年3月に卒業する見込みの者を含む。）またはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者。

（ア） 令和7年3月に特別支援学校中学部もしくは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）（以下これらを「中学校等」という。）を卒業（修了を含む。以下同じ。）する見込みの者または中学校等を卒業した者

（イ） 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

### (2) 通学区域

全県

## 3 出願手続

### (1) 出願期間

令和7年2月12日（水）から令和7年2月18日（火）まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、「書留」または「簡易書留」扱いとし、令和7年2月12日（水）から令和7年2月17日

(月)までの間の消印があるものに限り受け付ける。

なお、郵送の場合は、出願者または保護者は、郵送した時点で滋賀県立盲学校長（以下「盲学校長」という。）あてに電話連絡をすること。

(2) 受付場所

学校名	所在地	連絡先
滋賀県立盲学校	〒522-0054 彦根市西今町800	電話0749-22-2321

(3) 出願書類

ア 入学願書（様式特第1号）

イ 受検票（様式特第2号）

令和7年3月に滋賀県内の中学校等を卒業する見込みの者以外の者は、出願前3か月以内に撮影した無帽、正面上半身、無背景の写真（縦4cm横3cm）を所定の欄に貼り、卒業した、または在学している学校の校長の割印を受けなければならない。ただし、2(1)(イ)に該当する者については、割印は不要とする。

ウ 個人調査報告書（様式特第3号の1または2）

(ア) 中学校等を卒業した者にあつては、指導要録に準拠して記入したもの

(イ) 令和7年3月に中学校等を卒業する見込みの者にあつては、指導要録の様式により最終学年における現況を記入したもの

エ 特別志願者にあつては、特別出願許可を受けたことを証する書類

オ 視覚障害に関する証明書

盲学校学校医または身体障害者福祉法第15条第1項による指定医師の診断書

カ 受検票返信用封筒（郵送による出願の場合）

(ア) 返信用封筒（長形3号）には基本料金に書留料金を加算した分の切手を貼り付けること。

(イ) 中学校等を卒業した者にあつては、志願者の住所および氏名を明記すること。

(ウ) 令和7年3月に中学校等を卒業見込みの者にあつては、在籍する学校の住所および校長名を明記すること。

(4) 願書等の提出

ア 中学校に在学し、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する者または特別支援学校の中学部に在学する者で、令和7年3月に卒業する見込みの者が出願する場合は、在学する学校を経て(3)の出願書類を盲学校長に提出するものとする。

イ 中学校等を卒業した者が出願する場合は、盲学校長の指示に従うこと。

ウ 高等学校もしくは特別支援学校高等部に在学し、令和7年3月に卒業する見込みの者もしくは卒業した者またはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者が滋賀県立盲学校専攻科保健医療科または専攻科理療科に出願する場合は、盲学校長の指示に従うこと。

(5) 用紙の交付

入学願書、個人調査報告書等の用紙は、滋賀県立盲学校または特別支援教育課において交付する。

郵送で交付を希望する場合は、返信用封筒（角形2号の封筒に、請求人の住所および氏名を明記し、郵送に必要な基本料金分の切手を貼ったもの）を同封して、滋賀県立盲学校宛てに請求すること。

(6) 出願書類の受付

盲学校長は、(4)により出願書類の提出を受けたときは、出願書類が整っていることを確認し、受け付け、受検番号を付した受検票を交付する。

(7) その他

出願は、1人1校に限る。なお、公立高等学校との併願はできない。

#### 4 入学許可予定者の選考および選考結果の発表

盲学校長が面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

(1) 選考日時

令和7年3月5日(水)午前9時30分から

(2) 選考場所

滋賀県立盲学校

(3) 選考当日は、保護者(やむを得ないときは、これに代わる者)が同伴して、午前9時15分までに受付を済ませること。ただし、保健理療科、専攻科保健理療科および専攻科理療科の志願者については、この限りではない。

(4) 選考教科

普通科

学力検査：5教科(国語、数学、社会、理科、英語)

\*知的障害を併せ有する場合は次のとおりとする。

【重複課程Ⅰ】

学力等検査：2教科(国語、数学)、日常生活動作、運動機能、作業能力  
面接

【重複課程Ⅱ】

学力等検査：1科目(国語・数学)、日常生活動作、運動機能、作業能力

保健理療科

学力検査：4教科(国語、数学、社会、理科)

小論文

面接：個人

適性検査：実技全体における適性

あん摩実技における適性

専攻科保健理療科

学力検査：3教科(国語、数学、総合問題(時事的な問題を含む))

小論文

面接：個人

適性検査：実技全体における適性

あん摩実技における適性

専攻科理療科

学力検査：3教科(国語、数学、総合問題(時事的な問題を含む))

小論文

面接：個人

適性検査：実技全体における適性

あん摩実技における適性

はり実技における適性

きゅう実技における適性

## 備考

\*保健医療科の志願者のうち、中学校等を卒業後5年経過している者の学力検査は、以下のとおりとする。

国語、社会の中から1教科

数学、理科の中から1教科 合計2教科。

### (5) 選考結果の発表

令和7年3月12日(水)午前9時に滋賀県立盲学校において発表する。

## 5 追検査

### (1) 対象者

インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で選考当日に面接および学力検査等のすべてを受検できなかった者のうち、追検査の受検を希望する者。

### (2) 申請期日

受検希望者は、令和7年3月6日(木)の原則午後3時までに、(3)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

### (3) 申請手続

ア 高等部の追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経由して盲学校長に、以下に掲げる書類を提出しなければならない。高等学校もしくは特別支援学校高等部を卒業した者またはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者が滋賀県立盲学校保健医療科、専攻科保健医療科または専攻科理療科の追検査の受検を希望する志願者は、盲学校長の指示に従うこと。

(ア) 県立特別支援学校入学選考追検査受検申請書(様式特追第1号)

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確にわかるもの。

イ 申請手続きは、滋賀県立盲学校で行うものとし、郵送による手続きは認めない。

ウ 追検査の受検希望の報告を受けた盲学校長は、すみやかに特別支援教育課に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、盲学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。高等学校もしくは特別支援学校高等部を卒業した者またはこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者が滋賀県立盲学校保健医療科、専攻科保健医療科または専攻科理療科の追検査の受検を希望する志願者は、盲学校長から志願者に連絡するものとする。

### (4) 入学許可予定者の選考及び選考結果の発表

盲学校長が面接および学力検査等の結果ならびに個人調査報告書を資料として選考を行い、入学許可予定者を決定するものとする。

#### ア 選考日時

令和7年3月19日(水)午前9時30分から

#### イ 選考場所

滋賀県立盲学校

ウ 選考当日は、保護者(やむを得ないときは、これに代わる者)が同伴して、午前9時15分までに受付を済ませること。ただし、保健医療科、専攻科保健医療科および専攻科理療科の志願者については、この限りではない。

#### エ 選考結果の発表

令和7年3月21日(金)午前9時に滋賀県立盲学校において発表する。

## 6 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実があることが判明したときには、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

## 7 その他

- (1) 特別志願者および2(1)(イ)に該当する志願者に対する必要な指示は、この要項に定めるもののほか、盲学校長または滋賀県教育委員会教育長が行うものとする。
- (2) 盲学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ滋賀県教育委員会教育長の承認を受けて、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。